

研 究

# 中央銀行デジタル通貨の法的基礎づけに関する一試論

An Essay on the Legal Basis of the Central Bank Digital Currency

玄 唯 真\*

## 目 次

- 1 序 論
- 2 分析対象の確定
  - (1) 中央銀行デジタル通貨とは
  - (2) 暗号資産とは
  - (3) 小 括
- 3 ドイツ、アメリカ、イギリスにおける暗号資産の法的性質
  - (1) ドイツにおける暗号資産の法的性質
  - (2) アメリカにおける暗号資産の法的性質
  - (3) イギリスにおける暗号資産の法的性質
  - (4) 小 括
- 4 暗号資産の私法上の性質に関する学説の状況
- 5 金銭と預金
  - (1) 金銭の法的性質
  - (2) 貨幣の経済学上の位置づけ
  - (3) 預金の法的性質
- 6 中央銀行デジタル通貨の経済学上の位置づけと法的性質
  - (1) 中央銀行デジタル通貨の経済学上の位置づけ
  - (2) 中央銀行デジタル通貨の法的性質
- 7 結 論

---

\* 嘱託研究所員・弁護士

## 1 序 論

2020年1月21日に、カナダ銀行、イングランド銀行、日本銀行、欧州中央銀行、スウェーデン・リクスバンク、スイス国民銀行、国際決済銀行（BIS）は、中央銀行によるデジタル通貨の発行を視野に入れ、新たな組織を設立することを発表した<sup>1)</sup>。これは、ビットコインを始めとする暗号資産<sup>2)</sup>の誕生に端を発し、巨大なソーシャルネットワークサービスを提供するFacebookが決済用デジタル通貨としての役割を果たすLibraの構想を打ち出したこと等を背景に、中央銀行として、デジタル通貨の発行可能性について検討をせざるを得ない状況となったことが一つの理由であろう。暗号資産は現実社会において投機的な取引の対象とされ、また、支払決済の手段としても用いられているが、暗号資産を用いた各種取引の法的効果を分析するにあたってこれまで暗号資産の法的性質について様々な議論がなされてきた。しかし、各種の論考において、暗号資産の定義は一般的に統一されているわけではなく、また、そのほとんどがブロックチェーン技術を用いたビットコインを考察の対象としており、中央銀行が発行

---

1) [https://www.boj.or.jp/announcements/release\\_2020/rel200121a.htm/](https://www.boj.or.jp/announcements/release_2020/rel200121a.htm/), 2020年4月25日最終閲覧。

2) 国際的にはCrypto Currency（暗号通貨）又はCrypto Asset（暗号資産）と呼称されることが一般的になりつつあり、令和元年5月31日に成立した「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第28号）の施行に伴い資金決済に関する法律に定義する仮想通貨を「暗号資産」と改称する改正がなされた。本稿ではいわゆる仮想通貨について基本的に「暗号資産」の用語を用いることとするが、当該改正までは「仮想通貨」の用語でビットコイン等の仮想通貨の法的性質について論じてきた論文も多いことに鑑み、文脈に応じて「仮想通貨」の用語も併せて用いることとする。また、本稿において検討する学説では専らビットコインを分析対象としているものがあり、その性質を検討しているものについてはビットコインと記載している。

するデジタル通貨を私法上どのように位置づけるべきであるか詳細な研究は多くはない<sup>3)</sup>。そこで、本稿では中央銀行が発行するデジタル通貨について、私法上どのような取扱いがなされるべきであるのか、検討を加える。検討にあたって、デジタル通貨は有体性のないデジタルな価値としての暗号資産の発想をベースに中央銀行が発行の必要性を検討することになったことから、これまでの暗号資産の法的取扱いに関する議論を無視することはできない。更に、冒頭に記載した通り、各国の中央銀行が共同してデジタル通貨の発行について検討を加えている中で、既存のグローバルな経済圏を混乱させないよう、各国における中央銀行デジタル通貨の取扱いは可能な限り統一する必要があるだろう。そこで、諸外国における暗号資産の私法上の取扱いにも目を配る必要があることから、本稿では、ドイツ、アメリカ、イギリスにおける暗号資産の取扱いに関する議論を紹介する。その上で、日本法上デジタル通貨をどのように取り扱うことが可能であるか、決済手段として現に機能している日本における金銭及び預金の法的な性質を整理した上で明らかにする。

## 2 分析対象の確定

### (1) 中央銀行デジタル通貨とは

まず、分析対象となる中央銀行デジタル通貨は現在日本において発行されていない。そこで、本稿における分析対象とするデジタル通貨をどのようなものとするか、その外延を確定する必要がある。中央銀行デジタル通貨 (Central Bank Digital Currency) という用語は一般に「中央銀行が自らの債務 (中央銀行マネー) として発行する、デジタル形態の支払決済手

---

3) 中央銀行が発行するデジタル通貨の発行形態のモデルを整理し、私法上の論点を含め、日本銀行法上の論点、刑法上の論点等、デジタル通貨に関連して生じる法的な論点について横断的に検討したのものとして、中央銀行デジタル通貨に関する法律問題研究会「中央銀行デジタル通貨に関する法律問題研究会」報告書」金融研究第39巻第2号1-54頁(2020)がある。

段」を指すものとして用いられている<sup>4)</sup>。中央銀行が自らの債務として発行する中央銀行マネー（ベースマネー）には、①銀行券、②中央銀行当座預金、の2つがあり、これら2種類の中央銀行マネーにそれぞれ対応する形で、中央銀行デジタル通貨についても、①銀行券と同様に一般の人々が日常取引に広く使える中央銀行デジタル通貨、②中央銀行当座預金に分散型台帳技術（Distributed Ledger Technology）などの新しい情報技術を応用する、大口決済専用の中央銀行デジタル通貨の2種類を考えるとされている。後者については中央銀行当座預金に該当するものであることから、私法上の法的性質についても預金契約と類似するものとして検討を行えば足りる。一方で、前者については、銀行券という有体物をデジタル化するものであり、後述の暗号資産の法的性質の議論の中でも最も論争の対象とされている有体性のない価値に関して何らかの権利性を見出すことができるかという点に関わってくるものであり、私法上の性質について検討を加える必要性が大きい。したがって、以降中央銀行デジタル通貨は、①の銀行券と同様に一般の人々が日常取引に広く使える中央銀行デジタル通貨を指すものとする。もっとも、「銀行券と同様に一般の人々が日常取引に広く使える中央銀行デジタル通貨」といった一般的な用語では法的な外延が不明確であるから、その外延を明確にする必要がある。そこで、中央銀行デジタル通貨が有体性のない価値という意味で同様の性質を有する暗号資産について、これまで議論されてきた暗号資産の法的な外延はいかなるものであるのか、次節において紹介する。

## （2）暗号資産とは

2009年1月3日に、サトシ・ナカモトを名乗る人物によるブロックチェーン技術に関する論文が全世界に公開されたことを契機として、ブロックチェーン技術、公開鍵、暗号鍵を用いる暗号技術を基礎としてビットコイン

---

4) 柳川範之=山岡浩巳「情報技術革新・データ革命と中央銀行デジタル通貨」  
（日本銀行ワーキングペーパーシリーズ No. 19-J-1）2頁（2019）。

ンの運用が開始され仮想通貨（virtual currency）が誕生した。ブロックチェーン技術とは一般に「取引記録を暗号技術によって過去から1本の鎖のようにつなげ、ある取引について改竄を行うためには、それより新しい取引について全て改竄していく必要がある仕組みとすることで、正確な取引履歴を維持しようとする技術」<sup>5)</sup>をいう。ブロックチェーン技術を用いることにより、取引記録に関して中央で管理する者が不要となり、世界中に分散するシステム利用者が管理者として同時に機能し、それによって、①中央の管理者が集中的に管理コストを負担する必要がなくなり管理コストを分散させることができる、②分散化した参加者による相互監視システムによって過去のデータの改竄可能性を著しく低下させる、③管理者が分散しているため堅牢性の向上が実現できる<sup>6)</sup>、という有用性が認められるとされている。ブロックチェーン技術の基礎は全世界に公開され、細かな仕様が異なる様々な種類の暗号資産が誕生し、2020年6月28日現在では少なくとも5,000種類以上の暗号資産が存在<sup>7)</sup>しているといわれている。平成28年度の「資金決済に関する法律」の改正に伴い同法において「仮想通貨」（現在は資金決済に関する法律上「暗号資産」と定義が変更されている。）について、いわゆる1号仮想通貨として、「物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することがで

---

5) 金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ報告～決済高度化に向けた戦略的取組み～」5頁（2015年12月22日）。([https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20151222-2/01.pdf](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20151222-2/01.pdf))

6) 小笠原編著『ブロックチェーンビジネスとICOのフィジビリティスタディ』5-6頁（商事法務，2018）。

7) Coin Market Capによれば、2020年4月25日現在5,624種類の仮想通貨が取引されている。(<https://coinmarketcap.com/>，2020年6月28日最終閲覧)

きるもの」との定義が設けられた。この定義はマネーロンダリング・テロ資金供与対策の要請から設定されたものではあるが、電子的な記録により財産的価値の移動を可能とする媒体を捕捉する必要があるとの考慮に基づきなされたものである点から、暗号資産の法的性質に争いが生じる問題に答える上で必要十分な範囲を指し示している。

### (3) 小 括

銀行券と同様に一般の人々が日常取引に広く使える中央銀行デジタル通貨は、まさに物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる財産的価値であり、電子情報処理組織を用いて移転することができるものといえよう。そこで、本稿において分析対象とする「中央銀行デジタル通貨」とは、「中央銀行である日本銀行が発行し、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限る。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの」<sup>8)</sup>をいうものとする。本章により分析対象とすべき概念整理がなされたが、中央銀行デジタル通貨に関する日本法上の検討を加える前に、まずはドイツ、アメリカ、イギリスにおける暗号資産の法的性質に関する議論を紹介し、日本法における解釈においてどのような示唆を与えるのか詳説する。

---

8) 前掲注3) 5頁においても、法的な分析の対象とすべき中央銀行デジタル通貨について、「①中央銀行である日本銀行が発行する、②電子的に記録・移転することができる財産的価値であって、③円建てであり、④不特定の者を相手方として代価の弁済に使用できるもの」と定義している。

### 3 ドイツ、アメリカ、イギリスにおける暗号資産の法的性質

#### (1) ドイツにおける暗号資産の法的性質

ドイツにおける暗号資産の法的性質については、神作裕之(2019)<sup>9)</sup>が詳しいため、本節では同論文での検討を中心に、簡単にドイツにおける暗号資産の法的性質に関する議論を紹介する。ドイツにおいては、暗号資産について民事法の領域において特別の規制はなされておらず、基本的に既存の法制や法理により解決し得ると解されている。ドイツの連邦通常裁判所は、金銭を「内国もしくは外国又は授權された機関によって価値の担い手として正当化されたものであり、かつ、一般的な受容強制の有無にかかわらず、開かれた取引において特定の支払手段として流通させるためのもの」と定義<sup>10)</sup>しており、金銭といえるためには特定の通貨地域において高権的に強制通用力を付与されていることが必要であることから、暗号資産は金銭にはなり得ないと指摘されている。もっとも、ドイツ民法453条第1項は「その他の目的 (sonstigen Gegenständen)」を売買対象に含むが、「その他の目的」は電気、熱、無体財産、企業経営のノウハウ等「権利」や「物」には含まれないものを捕捉するための機能を営むといわれており、暗号資産も「その他の目的」にあたると思われる見解が有力であり、少なくとも売買契約上の対象としての資産には含まれると考えられている<sup>11)</sup>。したがって、ドイツにおいてもビットコインを含む暗号資産について少なくとも私法上の権利の対象として取り扱うことを可能とする土壌は整っている。

---

9) 神作裕之「ドイツにおける暗号資産およびICOの監督法上の取扱い」金融法務研究会『仮想通貨に関する私法上・監督法上の諸問題の検討』93-118頁(2019)。

10) BGH, Urteil vom 14.06.2013 – V ZR 108/12, NJW 2013, 2888, Rdnr. 8.

11) 神作・前掲注9) 96-100頁。

(2) アメリカにおける暗号資産の法的性質

続いて、アメリカにおける暗号資産の法的性質については、加藤貴仁(2019)<sup>12)</sup>が詳しいが、加藤論文において、まず、アメリカにおける暗号資産の法的性質に関する議論にあたっては、アメリカの各州が採択する Uniform Commercial Code (UCC) において暗号資産がどのように取り扱われているのか検討を加える必要があることを指摘した上で議論が展開される。UCC において“money”は、“Money” means a medium of exchange currently authorized or adopted by a domestic or foreign government. The term includes a monetary unit of account established by an intergovernmental organization or by agreement between two or more countries<sup>13)</sup>と定義されており、U.C.C §9-332(a)(2010)は“A transferee of money takes the money free of a security interest unless the transferee acts in collusion with the debtor in violating the rights of the secured party”と規定していることから、“money”を受け取った者は“money”に“a security interest”が付されていないことを前提に取り扱うことができるため“money”は決済手段として機能することになる。ここで、暗号資産は現時点においては政府によって承認された交換媒体ではないことから、UCCにおけるmoneyには該当しない。そして、UCCにおいて一般無形財産 (general intangible) を“General intangible means any personal property, including things in action, other than accounts, chattel paper, commercial tort claims, deposit accounts, documents, good, instruments, investment property, letter-of-credit rights, letters of credit, money, and oil, gas, or other minerals before extraction. The term includes payment intangibles and software”と定義しており、UCCにおいて個別に列挙されていない財産を全て“general intangible”に該当する取扱いにしていることから、暗号資産は一般無形財産に該当すると考える見解

---

12) 加藤貴仁「アメリカにおける仮想通貨の私法上の地位」金融法務研究会『仮想通貨に関する私法上・監督法上の諸問題の検討』35-52頁(以下「加藤論文」という)。

13) U.C.C §1-201(b)(24)(2001).



が有力とされている<sup>14)</sup>。もっとも、一般無形財産に該当するためには、暗号資産が“property”に該当する必要がある。ビットコインを含む暗号資産について“property”に該当することを認めた判例は存在しないものの、ドメイン名を“property”に該当するとした *Kremen v. Cohen*<sup>15)</sup> において、“property rights”の存否は①保有者が享受することができる利益の内容を明確に定義することができなければならない、②保有者は排他的に利益を享受できなければならない、③保有者が排他的な利益の享受を主張することに正当な理由が存在しなければならない、の3つの要素からなる基準によって判断するとしていることから、暗号資産も当該3つの要素からなる基準によって“property”該当性を検討すればよいと考えられている<sup>16)</sup>。この点、加藤論文によれば、ビットコインは秘密鍵を保有することで、ビットコインの移転について排他的支配を有するため、上記①及び②の要素を満たし、③の要素については、ビットコインの利用を促進すべきか否かという政策的な判断によって決まるように思われると論じており、アメリカにおいても、ビットコインを含む暗号資産について少なくとも私法上の権利の対象として取り扱うことを可能とする基礎は存在するといえよう。

### (3) イギリスにおける暗号資産の法的性質

最後に、イギリスにおける暗号資産の法的性質について検討する。2019年11月18日に、イギリスの Lawtech Delivery Panel における UK Jurisdiction Taskforce は暗号資産をイングランドとウェールズの法律における取引可能な財産 (Tradable property) と認める旨の声明 (以下「Legal Statement」という。)<sup>17)</sup>を公表している。Lawtech Delivery Panel は、テクノロ

---

14) George K. Fogg, *The UCC and Bitcoins: Solution to Existing Fatal Flaw*, *Coindesk* (February 5, 2015) at 2, 加藤・前掲注12) 41頁。

15) *Kremen v. Cohen*, 337 F.3d 1024 (9th Cir. 2003).

16) 加藤・前掲注12) 47頁。

17) UK Jurisdiction Taskforce, *Legal statement on cryptoassets and smart contracts*, Nov. 18, 2019. (<https://35z8e83m1ih83drye280o9d1-wpengine.netdna-ssl>).

ジーを通じたイギリスの法律実務の変革を支援するために設立された団体であるが、その内 UK Jurisdiction Taskforce は英高等法院の大法官の Sir Geoffrey Vos 氏が委員長を務め、金融行動監視機構（Financial Conduct Authority）の役員である Christopher Woolard 氏や、高等法院判事の Sir Antony Zacarol 氏もメンバーとされており、イギリスにおいて同声明が暗号資産の法的取扱いに与える影響は小さくないと考えられている。そこで、同声明において、暗号資産をいかなる資産として取り扱うべきとしたのかここで詳説する。

まず、イギリス法において、“property”とは、人が対象に対してある点において権限を行使することが認められた物に関する法的な関係を意味するとされており<sup>18)</sup>、物に関する典型的な法的関係は、“owner”が物に関して他者を排除し支配し利益を享受する“ownership”であるが、“ownership”は“property”の一形態であり、“property”は物を人との関係性を包括的に指し示すものとされている。いかなる場合に“property”に該当するかという点については法令及び判例法上包括的な定義がなされているわけではなく、裁判官は個別の事案毎に特定の目的のために“property”該当性について検討を行う傾向にあるが、インターネットが“property”に該当するかが争われた National Provincial Bank v Ainsworth<sup>19)</sup>においては、権利や利益が“property”に該当すると認められるか判断する前提として、定義可能性、第三者による識別可能性、第三者による譲受の性質、ある程度の永続性や安定性を有していなければならないとされており、判例法において、確実性、排他性、支配性、譲渡可能性も、“property rights”の特徴としてあげられている。上記を前提に、Legal Statementでは、第1に暗号資産は上記の特徴を備えているのか検討が行われ、第2に仮に上記の特徴を備えているのであれば、暗号資産に“property”としての適格性が認められな

---

[com/wp-content/uploads/2019/11/6.6056\\_JO\\_Cryptocurrencies\\_Statement\\_FINAL\\_WEB\\_111119-1.pdf](https://www.fca.gov.uk/wp-content/uploads/2019/11/6.6056_JO_Cryptocurrencies_Statement_FINAL_WEB_111119-1.pdf)

18) Yanner v Eaton [1999] HCA 53 [17].

19) National Provincial Bank v Ainsworth [1965] AC 1175.

い特別な法的理由があるかを検討する。そこで、確実性、排他性、支配性、譲渡可能性が認められるかという点についてであるが、まず、暗号資産はシステム上のルールを参照することにより、独自の公開パラメーターに紐づけられることから、確実性は認められる。また、秘密鍵の所有者のみが暗号資産を取り扱うことができるため、排他性及び支配可能性についても認められる。続いて、システム参加者の間で暗号資産のシステム上での帰属主体の変更が可能であり、移転可能性は認められることから、譲渡可能性も認められる。そして、暗号資産、特にビットコインは長期に亘って多数の参加者により取引が行われてきた歴史からすると、永続性及び安定性も認められるといえる。以上より、Legal Statement では暗号資産は上記の“property”として兼ね備えるべき特徴を有していると結論づけている。では、暗号資産に“property”としての適格性が認められない特別な法的理由があるか。従来裁判所は、情報それ自体を“property”として取り扱うことに消極的であったことから、システム上のデータという記号にすぎない暗号資産も情報にあたるため“property”に該当しないのではないかという主張が考えられる。この点 Legal Statement では、暗号資産の256ビットで示されたデータそれ自体に価値を見出しているわけではないという点でデータベース、デジタル写真、コンピュータープログラム、営業秘密、ビジネスアイデア、私信、個人情報とは異なる。また、情報が“property”として取り扱われない大きな理由の一つは情報には排他性が認められないという点にある。すなわち、情報は複製することが容易であることから当該情報は同時に複数の主体に帰属し得る上、一度情報が拡散されてしまえば、情報が拡散される前の状態に戻すことは不可能であることから、情報を排他的に支配することはできない。一方で、暗号資産についてはブロックチェーン技術と暗号技術を用いることで、暗号資産を同時に複数の主体に帰属させることはできないことから、情報が“property”としての適格性を欠くとされている理由は妥当しない。したがって、暗号資産は“property”に該当すると結論づけている。

もっとも、イギリス法上“property”には“things in possession”と“things

in action”の2種類が概念が存在するが、暗号資産は有体物ではないため占有をすることができず“things in possession”には該当しない。また、“things in action”とは、一般に債務や契約上の権利等の裁判所において執行することが可能な財産的権利とされており、暗号資産はそれ自体を保有することによって何らかの執行を行うことができるわけではないことから、“things in action”にも該当しないように思われる。しかし、Legal Statementでは、“property”を“things in possession”と“things in action”の2種類を観念できるとした Colonial Bank v Whinney<sup>20)</sup>は、“property”の一般的な範囲が論点とされたわけではなく、株式 (shares) が1883年破産法における“things in action”に該当するかが争われたのであり、Colonial Bank v Whinneyにおいて“property”を“things in possession”と“things in action”の2種類のみを観念できると述べたことを他の事例における先例として取り扱うべきとする意図があったかどうかは不明確であるとする。また、Dairy Swift v Dairywise Farms Ltd<sup>21)</sup>において裁判所は生乳クオータ（生乳の割当量）を信託の対象になると判断し、また、Armstrong v Winnington<sup>22)</sup>では、EUの二酸化炭素排出枠をその他無形財産の形式としての追及権（tracing claim）の対象になると判断しており、いずれも“things in possession”または“things in action”に該当するとはされていない。加えて、制定法上も無形資産（intangible assets）は“things in action”に限定しているわけではなく、例えば1968年窃盗法、2002年犯罪収益法及び2006年詐欺法において、“property”の定義に無形資産（intangible assets）を含めており、また、1977年特許法において、“a patent or application for a patent is personal property (without being a thing in action)”としていることから、法は“property”には“things in possession”及び“things in action”以外のものも含まれることを想定していると論旨を展開し、暗号資産が“things in possession”または“things in action”に該当しないことをもって、

---

20) Colonial Bank v Whinney (1885) 30 Ch D 261.

21) Dairy Swift v Dairywise Farms Ltd [2000] 1 WLR 1177.

22) Armstrong v Winnington [2012] EWHC 10, [2013] Ch 156.

“property”に該当しないとはいえないと論ずる。以上より、Legal Statementでは、暗号資産は“property”に該当すると結論づけている。

#### (4) 小 括

本章で論じたように、ドイツ、アメリカ、イギリスのいずれにおいても暗号資産について私法上の権利の対象として捉えることは可能であることを前提に暗号資産に関する法的な取扱いについて議論がなされている。したがって、同国において中央銀行デジタル通貨に関しても同様に法的な権利の対象として考えることになると思われる。このような背景から、中央銀行デジタル通貨の法的性質について、日本法上も何らかの権利の対象として考慮する必要に迫られる可能性が高いところ、日本法上中央銀行デジタル通貨を権利の対象として考える基礎が存在するか、検討を加える必要があるだろう。次章では、検討の前提としてこれまで日本において暗号資産に加えられて法的議論を概括する。

### 4 暗号資産の私法上の性質に関する学説の状況

まず、暗号資産を物権の対象と考え、又は、物権の対象に類似するものとして物権法のルールに従うべきとする見解<sup>23)</sup>があるが、暗号資産は、液体、気体及び固体といった空間の一部を占めるものではなく、有体物とはいえず、物権の対象として考えることは難しい。裁判例<sup>24)</sup>でもビットコインが所有権の客体となるかという点について、ビットコインは、「[「デジタ

---

23) 田中幸弘＝遠藤元一「分散型暗号通貨・貨幣の法的問題と倒産法上の対応・規制の法的枠組み(上)」金融法務事情1995号52頁、59頁(2014)、森下哲朗「FinTech時代の金融法のあり方に関する序説的検討」黒沼悦郎＝藤田友敬編著『江頭憲治郎先生古稀記念・記号法の進路』771頁、807頁(有斐閣、2017)、片岡義広「ブロックチェーンと仮想通貨をめぐる法律上の基本論点」久保田隆編著『ブロックチェーンをめぐる実務・政策と法』156頁、162頁(中央経済社、2018)。

24) 東京地判平成27年8月5日(LLI/DB判例秘書(判例番号L07030964))。

ル通貨(デジタル技術により創られたオルタナティブ通貨)」あるいは「暗号学的通貨」であるとされており、その仕組みや技術は専らインターネット上のネットワークを利用したものであることからすると、ビットコインには空間の一部を占めるものという有体性がないことは明らかである」として、所有権の客体となることを否定している。次に、債権とは、特定人が他の特定人に対して、ある特定の行為をすること又はしないことを請求しうる権利<sup>25)</sup>とされるが、暗号資産は株式や債券等の一般的な有価証券とは異なり、暗号資産を発行する法主体が存在せず、暗号資産を保有することによって特定人に対して、当該暗号資産に基づき何らかの請求をすることができるわけではない。また、ビットコインは「通貨類似の取扱をすることを求める債権(破産法103条2項1号イの「金銭の支払を目的としない債権」としての側面を有するもの」と法的性質を認定した裁判例<sup>26)</sup>があるが、暗号資産取引所の顧客は取引所に対するビットコインに関する口座上の債権を有しているにすぎず、ビットコインを保有することとビットコインを保有する取引所に対する債権とで混同しているとの批判<sup>27)</sup>がなされており、十分に説得的なものとはいえない。したがって、暗号資産を債権又は有価証券の一種であると考えすることは困難である。ビットコインの法的性質に関するものではあるが、債権説に類似するものとして、社員権説<sup>28)</sup>を採用する学説も存在するが、ビットコインの保有者間において社団性を見出すことは難しく同説は採用し難い。その他、ビットコインは採掘作業という知的活動の成果として思想を創作的に表現したものであって、著作権法により保護された著作物であるとする考え方もある<sup>29)</sup>が、

25) 中田裕康『債権総論第三版』14頁(岩波書店, 2013)。

26) 東京地裁平成30年1月31日判決(金融・商事判例1539号8頁)。

27) 得津晶「仮想通貨取引所運営会社破産時における顧客の取引所口座債権」ジュリスト1535号109頁。

28) 荒牧裕一「暗号通貨ビットコインの法的規制に関する諸問題 Various problems in regulation for Crypt Currency Bitcoin」京都聖母大学短期大学研究紀要44集44頁, 46-48頁(2015)。

29) 土屋雅一「ビットコインと税務」税大ジャーナル23巻69頁, 76-77頁(2014)。

ビットコインの採掘作業によって得られるのは英数字で構成された単なる記号のランダムな羅列にすぎず、「思想又は感情を創作的に表現したもの」とはいえないため、著作物と考えることもできない。また、暗号資産は、取引参加者全員の「合意」に基づく制度であることから、その合意の内容である暗号資産の前提となっている仕組みが一種のソフトローとなっているとして、暗号資産の取引ルールは取引参加者の「合意」に根拠を求めべきとの考え方が存在する<sup>30,31)</sup>。ビットコインを初めとする暗号資産の取引ルールは当該暗号資産のプログラムとしての仕組みに依存し、また、当該プログラム自体も取引参加者の合意に基づいて変更可能であるものも存在するが、通常暗号資産を保有するに至った者は他の暗号資産を保有する者との間で何らかの規範的な合意を行うわけではなく、当該合意の法的性質が不明確であり、どのようにして根拠づけられるか明らかではないとの批判<sup>32)</sup>がある。続いて、ビットコインそのものが何らかの権利又は法律関係を表章するわけではなく、また、ビットコインの保有者はその保有残高に対して何らかの権利を有するわけでもなく、更に、ビットコインが何らかの権利又は法律関係の証拠となっているわけでもなく、ビットコインの保有は、秘密鍵の排他的な管理を通じて当該秘密鍵に係るアドレスに紐付いたビットコインを他のアドレスに送付することができる状態を独占しているという事実状態にほかならず、何らの権利又は法律関係をも伴うものではないとの考え方<sup>33)</sup>が存在する。この考え方は、物権や債権の定義から

---

30) 末廣裕亮「第3回 仮想通貨の私法上の取扱いについて」NBL1090号 67-69頁 (2017)。

31) 加毛明「仮想通貨の私法上の法的性質」金融法務研究会『仮想通貨に関する私法上・監督法上の諸問題の検討』25頁 (2019)。

32) 芝章浩、西村あさひ法律事務所編『ファイナンス法大全 [全訂版] (下)』845頁 (商事法務, 2017)。

33) 芝・前掲注32) 851頁。後藤出、畠山久志編著『仮想通貨法の仕組みと実務一逐条解説／自主規制団体・海外法制／会計・監査・税務一』(第5章) 104頁 (日本加除出版, 2018) は、仮想通貨は財産的価値の享受を確保する、あるいはそれを目的とする財産権を有することはなく、権利客体とはならないと論じ

は権利の対象とすることが難しい暗号資産について、正面から権利の対象として捉える必要はないと整理するが、単なる事実状態の変化のみによって決済が可能とされることの理論上の根拠が明らかではないとの批判<sup>34)</sup>がある。最後に、民法典における「財産権 (droit patrimonial)」とは、起草者によれば、「処分することを得べき利益を目的とする権利」と定義されるものであり、一定の利益が「財産権」であると捉えることができ、物権、債権その他の排他的な帰属関係が認められる財産的利益を広く包摂するものとして「財産権」を実定概念として採用していること<sup>35)</sup>を根拠に、暗号資産は財産権の客体となるとの考え方<sup>36)</sup>がある。暗号資産に対する権利性を正面から認め、決済手段としての暗号資産の実務上の機能も説明することができる点で優れた見解だと思われるが、「処分することを得べき利益を目的とする権利」とは、処分することができることを前提とする概念であるところ、暗号資産の処分可能性は暗号資産の法的性質を明らかにしなければ判断できない。それにもかかわらず、暗号資産の処分可能性を前提として上記の財産権の定義にあてはめていることは論点先取であり、財産権の対象となることの説明として不十分である。上記の通り暗号資産の私法上の法的性質について様々な見解が述べられており、百花繚乱の様相を呈している。いわゆる1号暗号資産の定義の通り「代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ」と、実際には暗号資産が投機的な商品として用いられているとはいえ、法律上の建前としては暗号資産は決済性を有することが前提とされていることから、代表的な通貨としての決済手段である金銭及び預金<sup>37)</sup>のアナロジーで検討することが望まし

---

ており、事実状態説と類似する考えをとる。

34) 森田宏樹「仮想通貨の私法上の性質について」金融法務事情2095号14頁、23頁(2018)。

35) 梅謙次郎『民法要義卷之二物権編』100-101頁(有斐閣, 1911)。

36) 森田・前掲注34) 16頁。

37) 日本銀行調査統計局は、「一般法人、個人、地方公共団体などの通貨保有主体が保有する現金通貨などの通貨量の残高」と定義されるマネーストックの最狭義の指標として、「最も容易に決済手段として用いることができる現金通貨



い。それにもかかわらず、暗号資産は有体物ではなく、債権ともいえないことから、有体物である金銭及び債権である預金と同様の枠組みで説明することが一見すると難しいところに、法的性質の決定にあたっての困難性が見出せる。そして、中央銀行デジタル通貨においても同様の議論は妥当することから、中央銀行デジタル通貨の法的性質を検討するにあたり、金銭及び預金のアナロジーを用いて考察を加えることが可能といえるか検討する。そこで、次章では、検討の前提としてまず金銭と預金に加えられてきた法解釈論の現状を分析する。

## 5 金銭と預金

### (1) 金銭の法的性質

金銭<sup>38)</sup>は、動産であり、所有権の対象とされるが、通説では、「金銭の所有権＝占有」の理論<sup>39)</sup>が妥当し、金銭を占有する者がその金銭を所有するとされる。判例<sup>40)</sup>においても、「金銭は、特別の場合を除いては、物としての個性を有せず、単なる価値そのものと考えべきであり、価値は金銭の所在に随伴するものであるから、金銭の所有権者は、特段の事情のないかぎり、その占有者と一致すると解すべきであり、また金銭を現実に支配して占有する者は、それをいかなる理由によつて取得したか、またその

---

と預金通貨」を合わせて M1 という指標を設定している（日本銀行調査統計局「マネースtock統計の解説」1-2頁（2018年12月））。（<https://www.boj.or.jp/statistics/outline/exp/data/exms01.pdf>）

38) 本稿では、日本において一般的に支払決済手段として用いられている現金通貨を「金銭」と統一して用いる。日本の法令上用いられている「現金」、「通貨」、「金銭」、「貨幣」等の用語の関係について整理したものとして、古市峰子「現金、金銭に関する法的考察」金融研究第14巻第4号101頁、139-141頁（日本銀行金融研究所、1995）がある。

39) 末川博「貨幣とその所有権」『物権・親族・相続〔末川博法律論文集Ⅳ〕』263頁、266-268頁（岩波書店、1970）。

40) 最二判昭和39年1月24日集民第71号331頁。

占有を正当づける権利を有するか否かに拘わりなく、価値の帰属者即ち金銭の所有者とみるべきものである。」とされ、金銭を占有する者が価値の帰属者、すなわち金銭の所有者であるとした。金銭を占有する者が価値の帰属者とされた場合、金銭が奪われた場合においても、窃盗による価値の帰属を肯定することになるが、「形式的・一般的には正当視される財産的価値の移動が、実質的・相対的には正当視されない場合に、公平の理念に従ってその矛盾の調整を試みようとする」<sup>41)</sup>ことを趣旨とする不当利得法によって窃盗による金銭の占有による実質的な価値の帰属は否定され、本来当該価値の帰属すべき主体に価値を返還させる。以上の通り、判例通説上、金銭を単なる価値として取り扱うことを徹底するために、物権法上所有権者であれば本来認められる物権的返還請求権を実質的に否定する「金銭の所有権＝占有」の理論を構築してきた。このように金銭に関して、所有権の本質的な要素である物権的請求権の行使可能性を否定しなければならない理由は、第1に金銭は基本的に交換価値として等質であり个性的差異の存しないものであるから、等価でありさえすれば他の金銭による回復を認めるだけで当事者は十分目的を達成しうること、第2に金銭は元來転々流通することが予定されているものであり、流通後に当該特定された金銭について物権的返還請求権に基づく回復が認められてはその流通性が害される点にあると説明されている<sup>42)</sup>。しかし、1点目は物権的返還請求権を否定しても問題がないことを論じているにすぎず、積極的に物権的返還請求権を否定する理由にはならない。また、2点目は、物権的返還請求権を肯定することで金銭の流通性が害されることは確かではあるが、その流通性を保護する必要性については明確に論じられていない。そこで、次節において経済学上の貨幣の機能を検討した上で、金銭の流通性を保護すべき根拠を明らかにする。

---

41) 我妻栄『債権各論下巻一（民法講義V4）』938頁（岩波書店、1972）。

42) 末川・前掲注39) 266-268頁、加藤雅信『財産法の体系と不当利得法の構造』667頁（有斐閣、1986）。

## (2) 貨幣の経済学上の位置づけ

経済取引において貨幣が用いられることとなった歴史的経緯は国や地域によって様々であるが、その理由は共通する。貨幣を用いない物々交換経済においては、(1)商品に対する欲求の二重の偶然の一致と、(2)交換比率(相対価格)に関する情報と合意のいずれをも必要とするが、(1)が成立するためには、ある人が買おうとする商品と相手が売ろうとする商品が一致し、なおかつある人が売ろうとする商品と相手を買おうとする商品が一致しなければならない。取引される商品の数が増大し、取引者が増加するに連れて、互いの欲求や思惑が錯綜し、なかなか両者の間で欲求が一致しなくなる恐れが生じる。その結果、(1)の条件を満たすことは困難となる。また、仮に(1)の条件が満たされたとしても、ある人は自己所有の商品 a を高く評価し、相手方が所有する商品 b を低く見積もり、相手から多くの商品を獲得しようとし、相手も同様の行動を取る傾向にあり、そのために交換比率がなかなか一致しないことになる。幸に(1)と(2)の条件が満たされても、それに多大な時間がかかり、取引コストが膨大になる。これに対して、物と貨幣の交換取引である貨幣的交換経済は、取引される商品のうち1個が貨幣であり、その貨幣によって取引される全ての商品の価値が決定されるから、取引コストの大幅な削減が可能である。例えば、取引される商品が  $n$  個あることを想定した場合に、物々交換社会では、 $n$  個の中から、それぞれ2個の商品の交換比率を見つけなければならないから  $n(n-1)/2$  の交換比率の数を見つける必要があるが、貨幣的交換経済では、 $n-1$  の交換比率の数を見つけるだけで足りる。具体的には、 $n$  が100個であれば、物々交換経済では4,950個の交換比率を見つける必要があるが、貨幣的交換経済では貨幣との間の交換比率を見つければ足りるため99個の交換比率を見つければ足り、その差は取引される商品の数が増加すればするほど拡大することとなる<sup>43)</sup>。かくして、貨幣を用いることは取引コストの大幅な

---

43) 金子邦彦『現代貨幣論—電子マネーや仮想通貨は貨幣と呼べるか』3-5頁(晃洋書房, 2018)。

削減につながるとして経済取引において貨幣が用いられることとなり、経済取引を迅速化させたとされるが、上記の貨幣の機能を果たすためにも、経済学上貨幣には、①価値を一定の数量的単位によって表す価値尺度の機能、②価値を長期間貯蔵し、保存する価値保存の機能、③価値を移転させることによって取引を終了させ決済する価値交換手段の3つの機能を有するべきであるとされている。金銭は、価値を数量的な単位によって示すものであるから価値尺度の機能を有し、また、硬貨及び紙幣はその物的性質上長期間外形を保持し続ける機能を有し、価値保存機能を有する。また、民法402条第1項は「債権の目的物が金銭であるときは、債務者は、その選択に従い、各種の通貨で弁済することができる。」とされ、金銭債権については通貨すなわち金銭で弁済をし、決済することができることが定められており、金銭は価値交換手段の機能を有する。ここで、金銭が物権的返還請求権の対象とされた場合、金銭の支払による決済後に当該金銭について第三者から物権的返還請求権を行使される可能性が生じるため、その可能性を排斥するために、決済前に弁済者が当該金銭の所有者であることを確認する必要がある。しかし、金銭には個性がなく、金銭の所有者、すなわち弁済者がその金銭を所有するに至った来歴を確認することは極めて困難であり、民法192条により即時取得が成立する可能性があるとはいえ、金銭の支払による決済にあたって金銭の所有者の確認を求めると決済の速度が極度に鈍化する。これでは、経済取引を迅速化させた貨幣の存在意義を失わせることとなるため、金銭を経済学上の貨幣足りうる存在とするために、弁済者の金銭の所有者の確認を簡易かつ迅速に行うことができる制度の設計が求められる。以上から、経済取引の迅速化を命とする貨幣の存在意義を失わせないためにも、「金銭の所有者=占有」の理論を根拠づける金銭の流通性の保護の要請が導き出される。したがって、「金銭の所有者=占有」の理論は、金銭を経済学上の貨幣として機能させる必要性から導き出された理論といえる。ここで、経済学上の貨幣には、金銭の他に預金も含まれると考えられているが、次節では預金について経済学上の貨幣の機能の観点からその法的性質の検討にあたってどのような影響を与

えているのか考察する。

### (3) 預金の法的性質

預金契約とは、銀行を受寄者とする金銭消費寄託契約<sup>44)</sup>であるとするのが通説であり、預金者は銀行に対して数量的単位で価値が記録される預金債権を有することによって価値を把握するため、①価値尺度の機能、②価値保存の機能が認められる。また、預金を用いた銀行の決済制度を利用して、③価値交換機能を実現している。貨幣の存在理由は、経済取引の迅速化にあるが、その理由から預金を用いた決済制度の迅速化が導出され、これまで預金を用いた振込決済の場面における預金債権の成立に関して独自の法解釈論が展開されてきた。振込依頼人が真に受取人として考えていた人物と異なる人物の口座への振込みを仕向銀行に指図した場合に受取人の被仕向銀行に対する預金債権が成立するかが争われた事案において、判例<sup>45)</sup>は「振込依頼人から受取人の銀行の普通預金口座に振込みがあったときは、振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、受取人と銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立し、受取人が銀行に対して右金額相当の普通預金債権を取得するものと解するのが相当である。」と、振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、受取人が預金債権を取得する<sup>46)</sup>とした。振込みは、債務の弁済、贈与、貸付の実行等のための資金移動に利用されるため、振込依頼人と受取人間に何らかの原因関係があることが前提とされるが、預金契約の成立に振込みの原因関係を不要とする見解について、学説上、我が国の民法体系においては物権行為・処分行為の独自性・抽象性を認めておらず、手形小切手法のように、成文法において手形行為の無因的性質を認めている場合は別として、そのような

---

44) 我妻栄『債権各論中巻二（民法講義V3）』729頁（岩波書店、1962）。

45) 最判平成8年4月26日民集50巻5号1267頁。

46) 最判平成8年4月26日前掲注45）。

性質の法律行為の成立を認めうる法律上の根拠がない<sup>47)</sup>との批判、また、「原因としての取引の存在や取引行為の効力とはまったく無関係に取引結果としてなされた資金移動取引の効果のみを抽象的に認めるのはいきすぎであり、そのような法律構成は我が国の私法体系とは整合性をもたないのではないだろうか<sup>48)</sup>」との批判がなされており、預金契約の成立について原因関係を要求するのが私法上の原則的な解釈論とされる。それにもかかわらず、預金契約の成立について原因関係を不要とした理由は、「振込みは現金に代わる簡便かつ安全な送金・支払の方法として日常的かつ大量迅速に行われているのであって、銀行は、大量かつ迅速に振込みの事務を処理すべき立場にあり、振込委託があってもそれが正当な原因関係に裏付けられるものかどうか判断できないし、判断すべきものでもない<sup>49)</sup>」という点にあると説明されている。決済において原因関係の調査が求められると、決済の速度が鈍化してしまうことを理由とする点で、金銭の支払による決済にあたって、金銭所有権の来歴の確認を不要とした「金銭の所有権＝占有」のアナロジーを用いた解釈論が展開されており、預金においても、貨幣を用いた取引の迅速化を実現させる必要性を重視した解釈論を展開している。そして、受取人は上記の事案において預金債権を取得し、当該振込によって移転した価値を自らに帰属させることになるが、当該預金債権に相当する価値は、受取人ではなく、振込依頼人に帰属すべきものであることから、上記判例では、「振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在しないにもかかわらず、振込みによって受取人が振込金額相当の預金債権を取得したときは、振込依頼人は、受取人に対し、右同額の不当利得返還請求権を有する」とし、受取人の預金債権の把

---

47) 伊藤壽英「振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在しない場合における振込に係る普通預金契約の成否」金融・商事判例1001号43頁、50頁(1996)。

48) 前田重行「振込みによる預金の成否と振込依頼人の保護」銀行法務21、578号42頁、45頁(2000)。

49) 大坪丘「判解」最判解説民事篇平成8年度(上)364頁、377頁(1999)。

握による形式的な価値の帰属を否定し、実質的な価値帰属主体に当該預金債権により把握する価値を返還させる、金銭が盗難された場合の価値の帰属先の調整と同様の構成を採用する。

上記の通り、金銭や預金の法的性質の検討にあたっては、貨幣としての価値交換手段の機能を徹底するために独自の法解釈論が展開されてきた。中央銀行デジタル通貨についても、経済学上の貨幣として取り扱うべき要請があれば、同様の方向性での法解釈を展開すべきということになる。そこで、次章では中央銀行デジタル通貨を経済学上の貨幣として取り扱うべきであるのか検討を加える。

## 6 中央銀行デジタル通貨の経済学上の位置づけと法的性質

### (1) 中央銀行デジタル通貨の経済学上の位置づけ

経済学上貨幣として評価される媒体は金銭及び預金であるとされているが、その理由は経済学者の岩井によれば、それが貨幣として一般的に承認されているからであるとされる。岩井は、貨幣が貨幣であるのは、それがモノとして充実した価値をもつ商品であるからでなく、また、誰かが当該貨幣を貨幣とする決定をしたからでなく、全ての人が貨幣を貨幣として認識したから貨幣になると、「貨幣という存在は、みずからの存在の根拠をみずからでつくりだしている存在である」と論ずる<sup>50)</sup>。更に、ビットコインについて、「[貨幣が貨幣であるためにはモノ自体としての価値は必要としない]という本質が、記号を貨幣とするビットコインというかたちで最も純粹に表れたのにすぎない」、とビットコインが価値を表章する貨幣の純化した形態であると評価する<sup>51)</sup>。上記の岩井の見解を前提とすると、中央銀行デジタル通貨について人々の間で貨幣として用いられていると認識する状態が存在するのであれば、それは貨幣としての本質を有するとき

---

50) 岩井克人『貨幣論』104頁（ちくま学芸文庫、1998）。

51) WIRED Vol. 25 50頁（コンデナスト・ジャパン、2018）。

れ、その状態に至るための前提として①価値尺度の機能、②価値保存の機能、③価値交換手段の機能の3つの機能を有している必要がある。これに対して、法律学の立場からは、(1)中央銀行デジタル通貨が人々の間で貨幣として用いられていると認識する事実状態がある場合に、中央銀行デジタル通貨を貨幣として評価し、それに応じて金銭や預金に加えられてきた解釈論を展開する、(2)中央銀行デジタル通貨が人々の間で貨幣として用いられていると認識する事実状態を生じさせることに寄与するために、金銭や預金に加えられてきた解釈論を展開する、との2つの方向での態度決定があり得る。中央銀行デジタル通貨が現実社会において通貨として認識されているか判断することは困難であり、また、当該事実状態の変動によって解釈が変動することは、中央銀行デジタル通貨を用いた取引における法的安定性の確保の観点からは妥当でない。一方で、本稿の分析対象とする中央銀行デジタル通貨は、法的に決済手段としての機能を有することが想定されたものであることから、中央銀行デジタル通貨が人々の間で貨幣として用いられていると認識する事実状態を形成させるための法解釈論を展開することが求められているといえよう。そこで、次節では、金銭及び預金に加えられてきた法解釈論を踏まえた上で、中央銀行デジタル通貨の法的性質について検討を加える。

## (2) 中央銀行デジタル通貨の法的性質

金銭は経済学上の貨幣に該当することを理由として、金銭の占有による価値の帰属を認め、金銭の占有移転が正当化されない場合、不当利得法に基づき当該占有による価値の帰属を否定し、実質的な価値の帰属主体に価値を返還させる法律構成を採用する。預金についても、振込みの原因関係にかかわらず受取人は銀行に対する預金債権を取得し、預金債権の把握による形式的な価値の帰属を認めた上で、不当利得法に基づき預金債権の把握による価値の帰属を否定し、実質的な価値の帰属主体に価値を返還させる法律構成を採用する。このように経済学上の貨幣として取り扱うべきである金銭及び預金について、物権や債権の通常的な性質を捨象して、物権、



債権の枠から離れたところで価値の帰属をどのように判定すべきか、という観点から法解釈論が展開されているが、ここで、不当利得法上の利得とは、一定の事実が生じたことによって財産の総額が増加することをいい<sup>52)</sup>、利得の存在が認められる一場面である実質的な価値の帰属の有無の判断においては権利の帰属の有無を問うておらず、実質的な価値の帰属について、何らかの権利を介在させて判定しているわけではない。翻って金銭に関して所有権、預金に関して債権という権利を介在させて把握する形式的な価値についても、その形式的価値の帰属に関して物権や債権を介在させなければならない必然性は存在せず、形式的な価値の帰属について、物権や債権とは独立した法的な概念として認めることは不可能ではない。かくして価値が帰属している状態を、法的に価値権を有する状態と評価することができよう。この点について、森田は、支払決済の法的な性質を分析するにあたって、金銭債務の弁済に用いることが可能な、所有の対象として法的に帰属を語りうるような価値を「支払単位」と称し、支払単位を無形の客体とした<sup>53)</sup>上で、価値の帰属概念を物権や債権とは独立した概念として認めており、また、田高も金銭価値の帰属に対する法的保護の要請は、現金通貨に限られるわけではなく、預金債権についても同様であり、金銭価値の財貨帰属の法的保護を統一的に取り扱い、預金債権の帰属についても現金と同様の物権的な法的保護が認められるべきであるという見解を展開しており<sup>54)</sup>、本稿で提示した価値権に田高の主張する優先的な効力が付与されるか別途検討を要するにせよ、上記の森田や田高の見解からも物権や債権の枠にとらわれない、価値に対する権利という概念を認める土壌は整っているといえる。中央銀行デジタル通貨は、これまで論じてきたように金銭及び預金と同様に経済学上の貨幣として取り扱うべきであるのだから、金銭や預金に加えられてきた決済手段としての特殊性に起因する

---

52) 我妻・前掲注41) 945頁。

53) 森田宏樹「電子マネーの法的性質 (2)」NBL617号 23頁, 24頁 (1997)。

54) 田高寛貴「金銭論」吉田克己 = 片山直也編『財の多様化と民法学』648頁 (商事法務, 2014)。

価値の帰属のあり方に着目して展開された法解釈論が同じく妥当する。そして、価値権とは、金銭や預金に関して価値の帰属の在り方に着目して形式的価値と実質的価値の分離を許容する法解釈論が展開されたことを根拠に法的な概念として認めるべきとしたものであることから、中央銀行デジタル通貨は上記で論じた価値権の客体となると考える。では、いかなる事実状態をもって中央銀行デジタル通貨の価値権を有していると評価されるだろうか。金銭については当該金銭を占有、預金については銀行に預金債権を有することで価値権を把握することになるが、その理由は金銭についてはその占有の移転によって自由に金銭所有権を移転させることができ、預金債権については銀行に対する預金債権を元として為替取引を行うことで、預金債権を通じて把握する価値を第三者に移転させることができるからである。したがって、価値権を有するとは当該把握する価値を自らの意思に基づき自由に移転させることができる状態であると考えられ、中央銀行デジタル通貨については、自らのみが自由に電子的な記録の中で帰属するとされる中央銀行デジタル通貨の帰属主体を変更することができる状態を、価値権を有している状態と評価することができよう<sup>55)</sup>。そして、自らの意図によらずに中央銀行デジタル通貨の帰属主体が変更された場合は、不当利得法に基づき、実質的な価値の帰属主体を判定し、価値の返還を求めることになるが、その返還のルールは不当利得法に規律されるため、中央銀行デジタル通貨の発行にあたって特別なルールが定められない限り、原則として金銭による返還で足りることになる。

## 7 結 論

以上に論じてきた通り、金銭及び預金に加えられてきたこれまでの解釈論から価値に対する権利というものは想定されていたのであり、中央銀行

---

55) 前掲注3) 8頁においても「データに対する排他的支配を基準にCBDCの帰属を決定することが考えられる」との見解が唱えられている。

デジタル通貨はその価値に対する権利、すなわち価値権の対象となると考  
えるが、その上で、中央銀行デジタル通貨の具体的な取引場面においてい  
かなる帰結を導くのか更なる検討の必要がある。紙幅の関係で個別具体的  
な取引場面における法的な考察を加えることはできないが、中央銀行デジ  
タル通貨が金銭や預金と同様に貨幣として取り扱われるべきであることか  
ら、これまで金銭や預金に対して加えられてきた法解釈論を参考に検討を  
する必要がある。また、価値権の妥当する範囲は金銭、預金及び中央銀  
行デジタル通貨に限られるのか、暗号資産についても同様に価値権を観念  
することが可能であるのか、金銭や預金を通じて把握する価値権も含めて  
田高の主張する優先的効力を認めるべきなのか、検討を加えるべき論点は  
依然として少なくないが、本稿が今後の中央銀行デジタル通貨の法的性質  
を検討するにあたっての一助になれば幸いである。

## Summary

With the development of crypto assets, central banks in various countries  
are considering the issuance of digital currencies. In Japan, it is necessary to  
clarify what rights the digital currency will be subject to when the central  
bank issues the digital currency and its legal nature in the civil law. In this  
paper, I explain in detail how digital currencies issued by central banks  
could be legally treated in light of the discussions about crypto assets in  
Germany, the United States, the United Kingdom, and Japan. Firstly, we de-  
fine the concept of the central bank digital currency to be analyzed as being  
similar in economic function to the so-called “No. 1 crypto asset” as defined  
in Article 2, paragraph 5, item 1 of the Payment Services Act. Secondly, I in-  
troduce the legal nature of crypto assets in Germany, the U.S., and the U.K.,  
and outline the discussion about the legal nature of crypto assets under the  
civil law in Japan. Thirdly, the unique legal interpretations for cash and de-  
posits are analyzed, which have the nature of money, taking into account the  
economic function of money and I argue that the civil law supposes a right to  
value that goes beyond the framework of property rights and claims, and  
show that the legal concept of value rights as a right to value can be recog-

nized. Finally, it is concluded that the central bank digital currency is subject to value rights because it should be considered as a currency with the same settlement nature as cash and deposits.